

## 仕様書

## 1 納入品目

令和8年度被収容者用給食用パン

## 2 規格

コッペパン又はプレーンパン 1個70g（個包装されたものに限る）

## 3 納入数量

6,500kg（年間）

ただし、あくまでも予定であり、収容人員等により変動する場合がある。

## 4 納入期間

令和8年4月1日使用分から令和9年3月31日使用分までとする。

## 5 納入日

(1) 発注書に記載してある納品日を原則とする。

(2) 休日（土・日・祭日）は原則、入荷を行わない。

(3) 年末年始等の大型連休等は別途指示する。

## 5 納入時間

原則として、平日の午前8時30分から午後3時30分まで)に納入すること  
(時間厳守のこと。)。

## 6 納入場所

大分市畠中五丁目4番1号 大分刑務所

## 7 代金の支払い

契約期間に納入した数量に契約単価（税込）を乗じて得た金額を請求するものとし、請求金額合計に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

## 8 入札方法

パン1キログラム当たりの単価1円以上で記載し（円未満切捨て）、消費税相当額は含まないものとする。また、必要に応じ入札書の提出と同時に電子記録媒体による入札書の提出を可とし、入札者の責任において内容の相違の無いこととする。

落札決定に当たっては、入札書記載金額に消費税相当分8パーセントを加算した金額とし、1円未満の端数がある場合は切り捨てた金額をもって落札（契約）金額とする。

## 9 衛生・規格等

(1) 食品衛生法等関係法令を遵守すること。別途消費期限、賞味期限、原産地等表示がある場合は必ず明記すること。また、規格に合わない食材は入札しないこと。納入の際は、仕様書に沿った全て同一の食材を納入すること。中身の規格が同一でもパッケージ等相違の物は納入しないこと。

(2) 食材の運搬や包装等使用後に発生するゴミ等について、当施設で処分できない場合は、納入業者に引き取りを要請する。

(3) 衛生管理上必要とする場合は、隨時工場の見学等に応じること。

## 10 守秘義務

当施設で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。

## 1.1 その他

- (1) 入札に参加しようとする業者は、あらかじめ同仕様書に記載の規格に沿った食材のサンプルを、令和8年2月26日（木）午後3時までに提出すること。また、契約後についても、納入前に食材のサンプルの提出を求める場合がある。サンプルの提出の際、成分表、配合表を必ず提出すること。
- (2) 入札前に提出されたサンプルが、同仕様書の規格と異なった場合、その品目については入札を辞退すること。また、入札しようとする品目が提示された規格に合わない場合は絶対に入札しないこと。
- (3) 契約後において、事前に提出したサンプルと納品した品目が品質上異なる場合や、規格と合わないものは、当該品目について納入を打ち切る場合がある。
- (4) 契約品目のパッケージの変更や使用する原材料及び調味料等の変更があった場合は、当所へ速やかに連絡し、事前にサンプルを提出するなど、適正であるか確認を受け、納入すること。なお、変更の内容によっては、該当品目の納入を打ち切る場合がある。
- (5) 納品する際には必ず納品書を提出し、納品書には、品目、単価、金額のほか、物品の原産国（地）及び賞味期限又は消費期限を記載すること。納品書に記載できない場合は、別の様式に物品の原産国（地）及び賞味期限又は消費期限を記載し納品書と一緒に提出すること。
- (6) 納入された食材に不良品等の不具合があった場合は、即座に交換等対応すること。納入する業者は、自動車で当施設からおおむね1時間以内に所在する業者であること。
- (7) 納品運搬車両は、職員が指定した場所に駐車するものとする。
- (8) 戒護区域に入構の際は、人物確認及び持ち込み品検査を行う。
- (9) 戒護区域に持ち込めないものは以下のとおりとする。
  - ア 携帯電話等の受信機器
  - イ 嗜好品
  - ウ マッチ・ライター類
  - エ 飲食物
  - オ 撮影・録画・録音機器類
  - カ その他入門時の検査において持ち込みを禁止されている物
- (10) 戒護区域から出構の際は、人物確認及び持ち込み品検査を行う。
- (11) 戒護区域内では、職員に無断で指定場所を離れてはならない。
- (12) 被収容者との接触は固く禁止する。